令和8年農作業臨時雇用標準賃金のお知らせ

弘前市農業委員会

令和８年の農作業臨時雇用標準賃金を次のとおり設定しました。
経営計画の参考として、お役立てください。
なお、標準賃金ですので、当事者間で賃金を取り決める際の**参考**としてご利用ください。

（令和８年１０月２９日～）

作業名			単位	金額（円）	備考
雇用賃金	田植え		１時間	１，１００	まかない抜き
	稲刈り			１，１００	
	整枝せん定			１，６８０	
	人工授粉			１，０９０	
	摘花・摘果			１，０９０	
	袋かけ			１，０９０	
	除袋・葉とり・収穫			１，１００	
	農作業一般			１，１２０	
オペレーター	トラクター		１時間	１，３００	まかない抜き
	乗用田植機			１，３００	
	コンバイン			１，３００	
	スピードスプレヤー			１，３５０	
請負料金	水田耕起		１０ａ	５，５００	機械・運転手付き まかない抜き
	畑耕起			６，０００	
	荒かきのみ（又は、代かきのみ）			５，７００	
	荒代かき			７，３００	
	田植機	苗なし		６，７００	
		稚苗付き		１９，５００	
		中苗付き		２７，８００	
	コンバイン	乾燥なし		１６，８４０	
		乾燥まで		２９，０００	
	ロールベーラー（糸あり）			４，８４０	
	乾燥機		１俵	１，５００	生脱穀
	スピードスプレヤー		１，０００ℓ	８，５００	薬剤費別

※参考　青森県最低賃金は、令和8年10月29日から**時給1，090円に改定**されました。

※令和8年農作業臨時雇用標準賃金表は、令和8年10月29日発効の青森県最低賃金（時間額1,090円）を反映しています。改定後の最低賃金時間額を下回らないようご注意ください。なお、令和9年農作業臨時雇用標準賃金は令和9年1月頃に設定予定です。